

理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、生産緑地地区に指定されてから 30 年が経過したものまたは主たる農業従事者の死亡により、買取りの申出が行われたが買取りが行われず、他の農業従事者へ生産緑地として管理していく希望があるか斡旋した結果、その希望もなかったことにより行為制限が解除された地区について、区域の廃止を行い、公共施設の用に供された地区について、区域の縮小を行うため、本案のとおり小田原都市計画生産緑地地区を変更するものです。